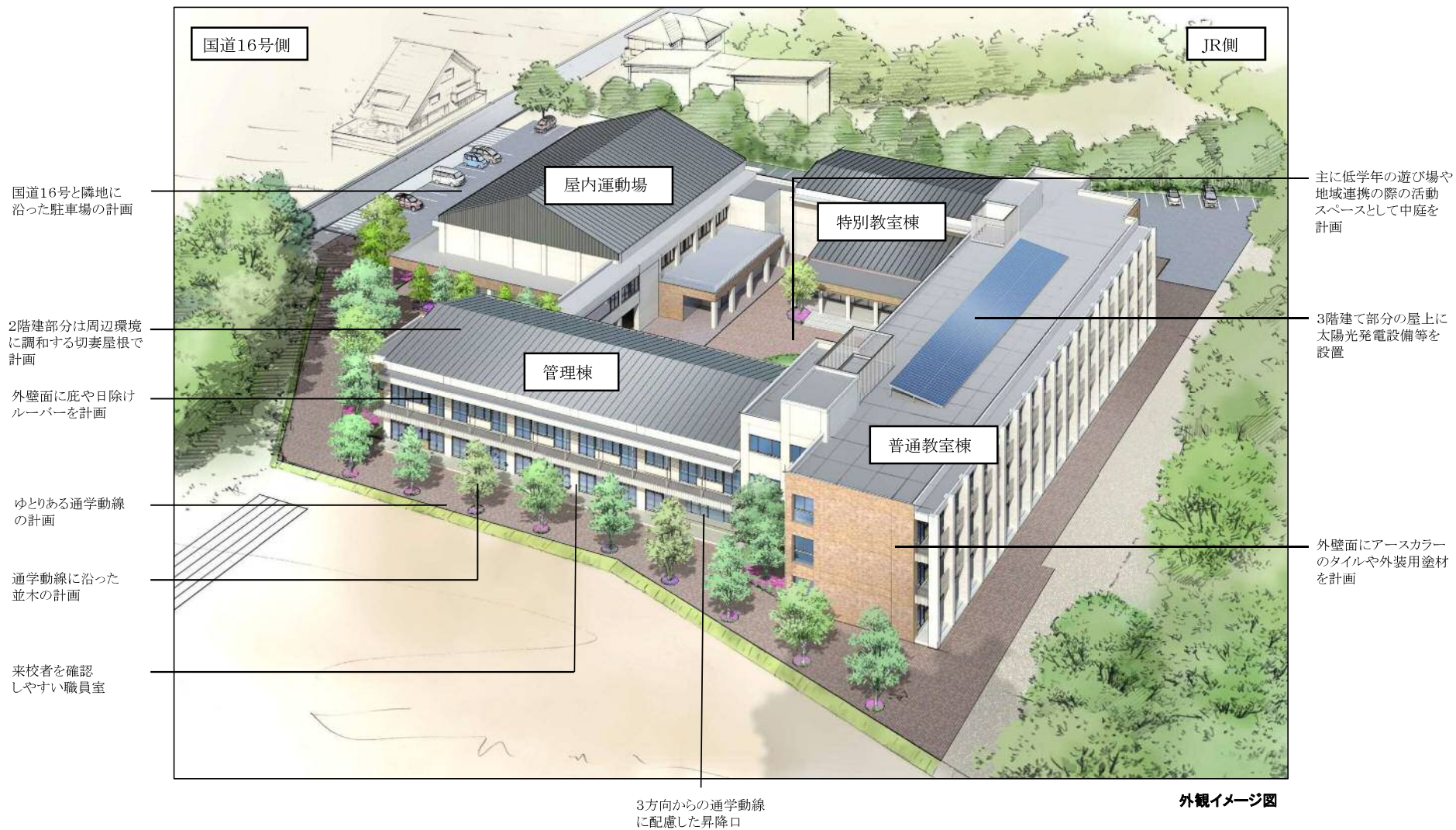


青堀小学校校舎等改築基本・実施設計業務委託 基本設計【概要版】

— 目 次 —

外観イメージ図	・ ・ ・ ・ ・	P.1
1.改築の基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P.2
2.建築計画概要	・ ・ ・ ・ ・	P.3～9
3. 今後のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・	P. 10

令和 7 年(2025 年)3 月



基本設計について

青堀小学校校舎等改築基本設計は、令和6年2月策定の「青堀小学校改築基本構想・基本計画」に示した基本方針に基づきまとめました。

1. 改築の基本方針(基本構想・基本計画から抜粋)

(1) 学習環境の充実

- ア. これからの情報化、グローバル化など社会状況の変化に対応しうる学校教育を推進するためには、学校の創意工夫を活かした教育活動に柔軟に対応できる空間と、多機能で情報技術の発達にも配慮した施設整備が必要である。
- イ. 長期的な視点から将来の児童数に対応できる施設計画とし、新たな教育内容や教育方法に弾力的に対応できるように、用途や間仕切りの変更などが行える施設とする。

(2) 生活空間としての環境づくり

児童が一日の大半を過ごす「生活の場」となることから、情緒の安定が図れ、豊かな人間性を育む空間として整備する。また、自然採光や室内の色彩の工夫、防音や遮音、室温や換気への配慮などにより、快適な施設とする。

(3) 安全・安心な学校施設の推進

児童が安全で安心な学校生活を送れるよう、きめ細かく安全の確保に配慮する。見通しが良く、来校者の確認や不審者の侵入抑止がしやすい施設とするとともに、学校内にあるすべての施設・設備については、児童の多様な行動に対して安全性を十分に配慮する。

(4) 環境への配慮

環境負荷に配慮した「エコスクール」を目指し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、資源の再利用、学校の緑化など環境に配慮した施設とする。
また、「食育」に関する学習を実施しやすい環境を備えた施設とする。

(5) 施設のバリアフリー化の推進

障がいの有無や程度、年齢などにかかわらず、すべての人にとってやさしく使いやすい施設とする。

(6) 防災拠点機能の向上

震災や風水害などの大規模な災害が発生した際の地域防災拠点としての役割を担うことができるよう、建物の耐震性の確保など、災害に強い施設とする。また、災害時の使用も考慮した校舎のレイアウトとするとともに物資・資機材倉庫の設置など、災害時の対応に配慮した施設とする。

(7) 地域活動の拠点

高齢者、保護者、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動の場となる施設とする。また、地域活動や生涯学習の拠点となるよう、学校施設の有効利用や、将来の機能付加・機能転換が円滑に進むような施設構造・施設形態とする。

(8) まちづくりへの配慮

地域別のまちづくりなどと調和した学校施設とし、市の将来像「誇りと愛着を持てるまち ふっつ」の実現に寄与する。

(9) ライフサイクルコストの縮減

限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置する等、建設の初期投資を抑えるだけでなく、日々の光熱水費や将来的に発生する改修・維持・管理にかかるメンテナンス費用に考慮した、ライフサイクルコストの縮減を図る。

(10) 改築工事期間中の児童への配慮

改築工事期間中においては、保護者や地域、近隣校を含めた多くの人たちの協力を得ながら、学習や遊びの場を確保するなど、児童が可能な限り安定した学校生活を送れるよう、安全と学習環境に十分配慮する。

2. 建築計画概要

2-1. 計画概要

(1) 敷地概要

敷地位置	千葉県富津市大堀2042番地4
敷地面積	29,158㎡
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域(一部 第二種住居地域)
防火地域	建築基準法22条指定区域
指定建蔽率	60%
指定容積率	200%

(2) 建物概要※【】内は青堀小学校改築基本構想・基本計画の想定面積

校舎	
構造・階数	RC造・一部3階建て(普通教室棟3階、ほか2階)
延べ面積	6,725.72㎡【6,891.2㎡】

屋外渡り廊下	
構造・階数	S造・平屋建て
延べ面積	492.5㎡

屋内運動場・地域連携施設(防災倉庫含む)・連絡通路	
構造・階数	RC造・2階建て
延べ面積	1,574.63㎡【1,380㎡】

屋外施設(倉庫・便所)	
構造・階数	RC造・平屋建て
延べ面積	50㎡【50㎡】

(3) 構造: 建物の構造体について比較検討した結果、50～60年程度の高い耐久性を持ち、安全性の面で他の構造よりも優れているRC造(鉄筋コンクリート造)を採用することとした。

(4) 教室数 : 普通教室 : 18教室(35人学級)、特別支援教室 5教室
 特別教室 : 5教室(家庭科教室、理科教室、図書室(情報センター)、音楽室、図画工作室)



青堀小学校現況配置図



敷地利用計画図

2-2. 配置計画

(1) 建物配置

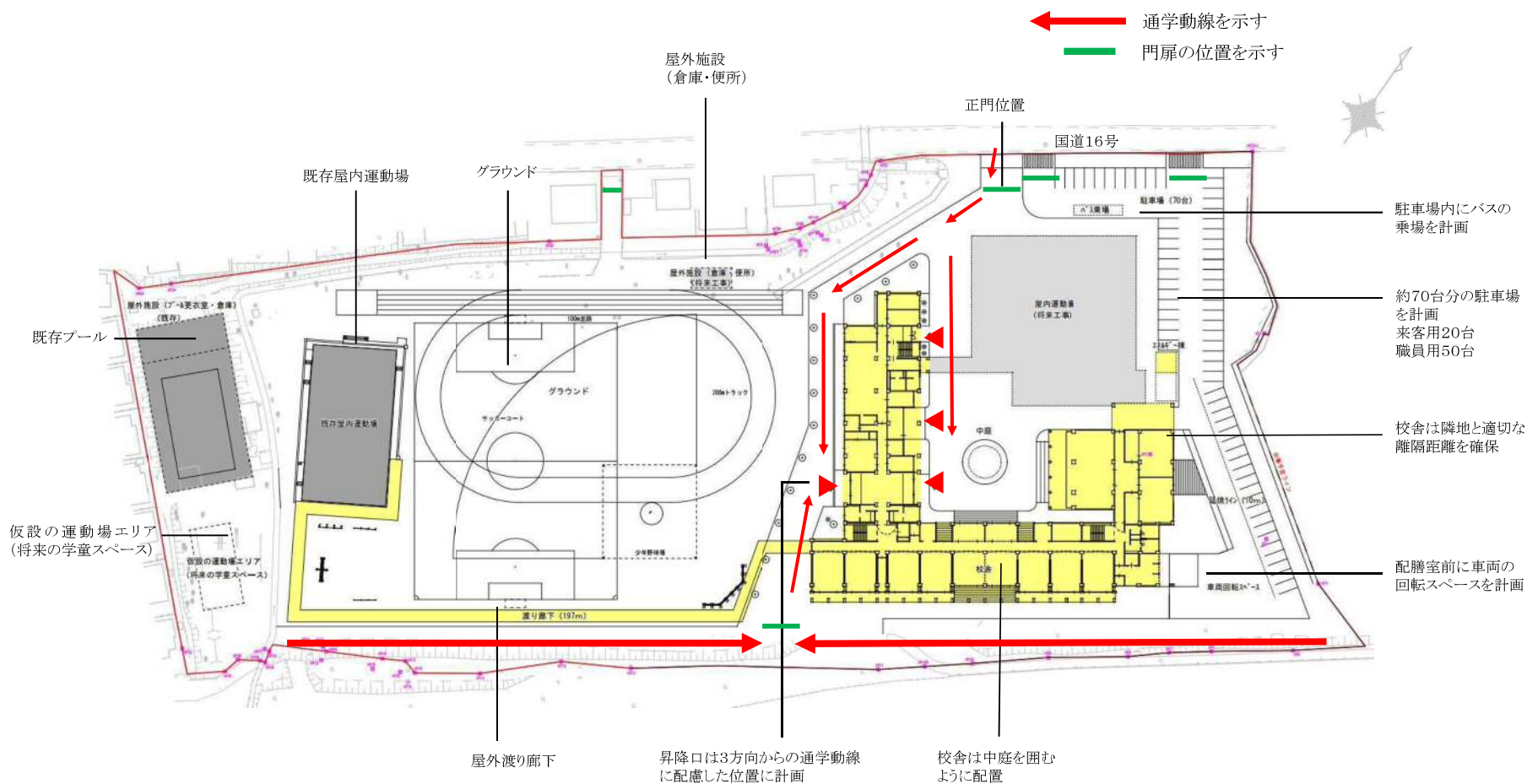
- ・改築後の校舎は現状のグラウンド敷地に計画することで、校舎の改築から既存校舎の解体に至るまで工事を敷地内で完結させる計画とする。
- ・校舎と屋内運動場は中庭を中心に配置する。普通教室部分のみ3階建てとし、その他の部分は2階建てとすることで、圧迫感を抑えた計画とする。

(2) アプローチ・動線計画

- ・3方向からの通学動線に配慮した昇降口の位置とアプローチ動線を計画する。

(3) 駐車場の計画

- ・駐車場は敷地東側にまとめて設け、国道16号線からの出入口を計画する。
- ・駐車場内にバス乗場を計画する。



配置図

2-3. 平面計画

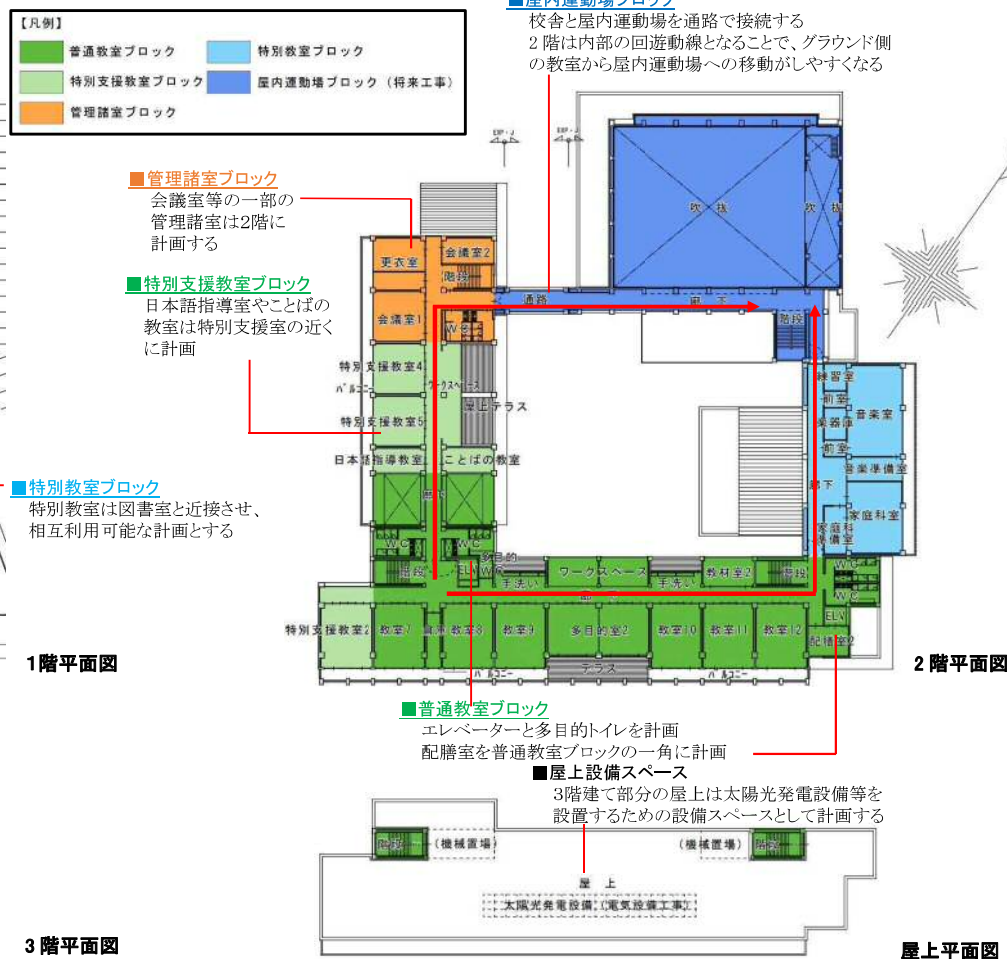
- ・中庭を中心に校舎と屋内運動場を配置し、2階屋内通路で回遊できる内部動線を計画する。
- ・普通教室は全18教室を南東向きに配置し、3階建ての計画とする。3教室で1つのまとまりとしてゾーニングし、ゾーン毎にトイレや手洗いを配置することで学年ごとの活動をしやすい計画とする。
- ・普通教室エリアの各階中央には多目的室とワークスペースを計画し、学年集会や総合的な学習の場としてフレキシブルに利用できる計画とする。

- ・特別支援教室は2教室を2階の管理諸室の付近に、3教室を各階の普通教室の付近に計画する。
- ・職員室はグラウンドや中庭が見通せる1階に計画する。
- ・自然観察や屋外の作業等が授業内で想定される理科室と図画工作室を1階に、音楽室と家庭科室を2階に配置する。
- ・図書室は総合的な学習や情報の収集・選択・活用をする学びの場となるよう整備する。
- ・特別教室は図書室に近接させることで相互利用による学習の相乗効果が期待できる。
- ・地域連携室や防災倉庫を屋内運動場と一体的に計画し、地域開放の際の利便性の向上や地域防災拠点として外から物資を出し入れできるなど機能性を考慮した位置とする。
- ・太陽光パネル及び蓄電池を設置し、発電した電気を蓄えられるようにする。



1階平面図

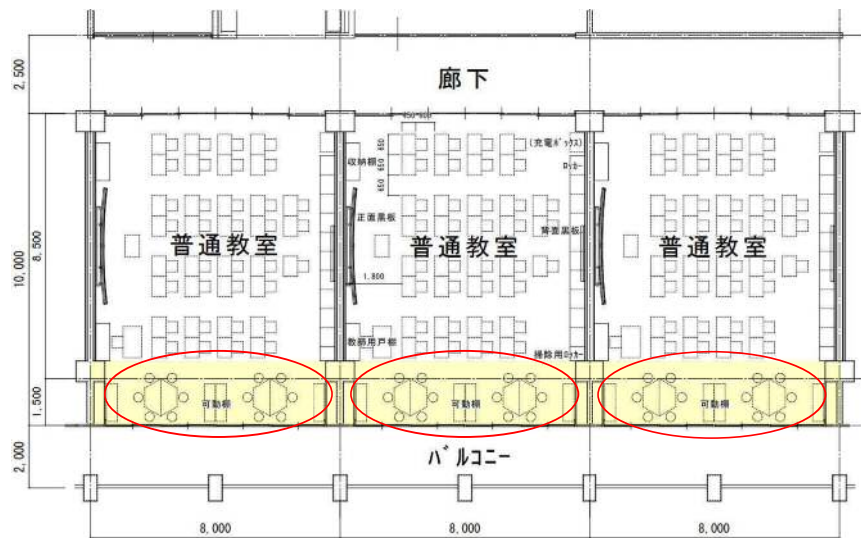
3階平面図



屋上平面図

2-4. 普通教室の計画

- ・普通教室は8m×10mの大きさを確保し、教室内にオープンペースを計画することで、多様な学習が可能な空間を計画する。
- ・現況は学習道具(絵の具セットや習字道具など)の収納スペースが不足しているため、オープンスペースに可動棚を計画する。



バルコニーに面してオープンスペースを計画した普通教室



普通教室のイメージ図

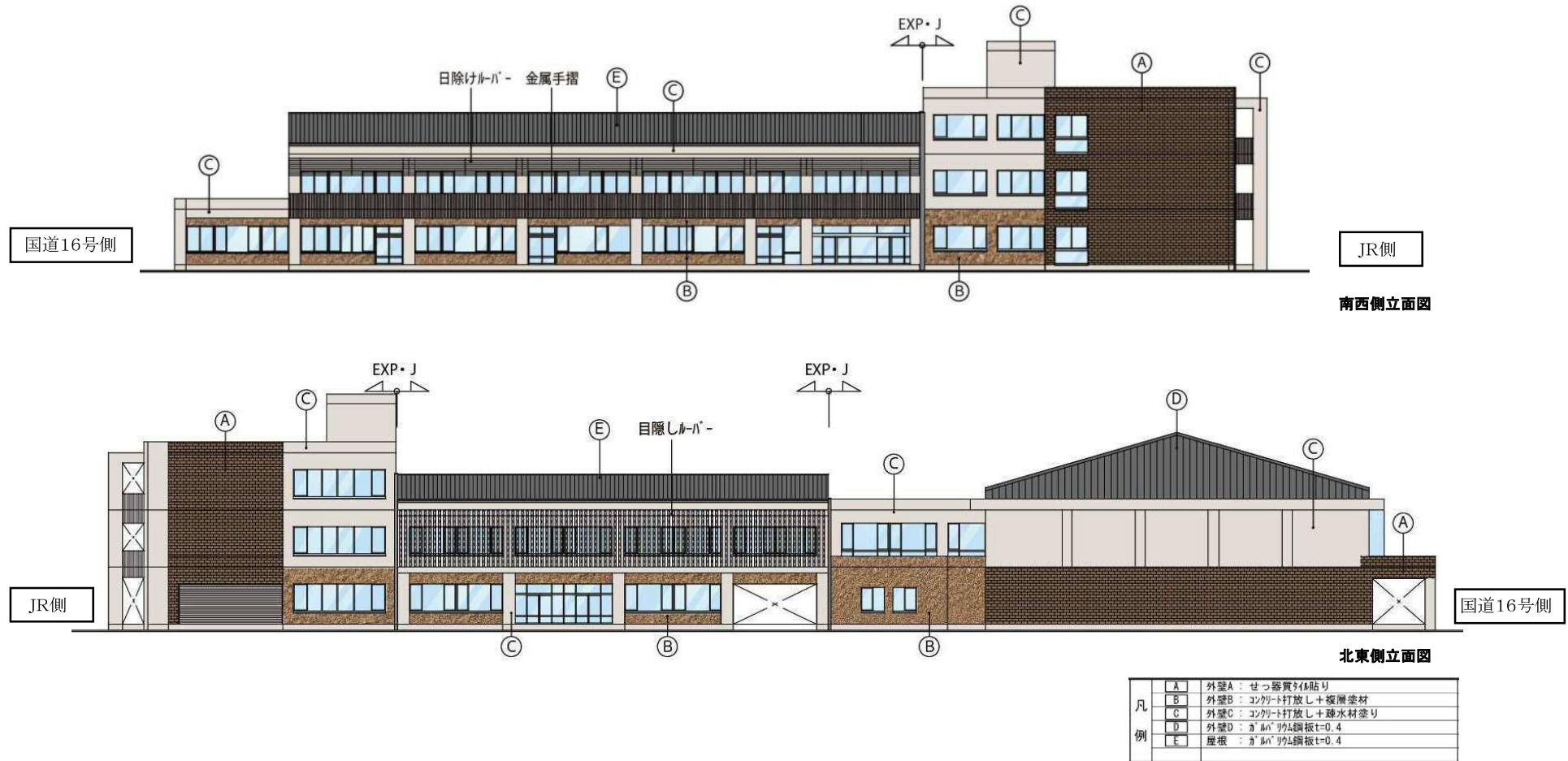
2-5. 立面(景観・色彩)計画

(1) 立面計画

- ・周辺住宅地に調和する温かみのある外観、学校施設として地域の住民に親しまれるデザインとする。
- ・校舎は、普通教室エリアのみ3階建てとし、その他は2階建てとすることで圧迫感を低減する。
- ・2階建て部分は基本的に切妻屋根とし、近隣の住宅街の景観と調和するように計画する。
- ・室内への日射や近隣への視線を遮るルーバーを適所に計画する。

(2) 景観・色彩計画

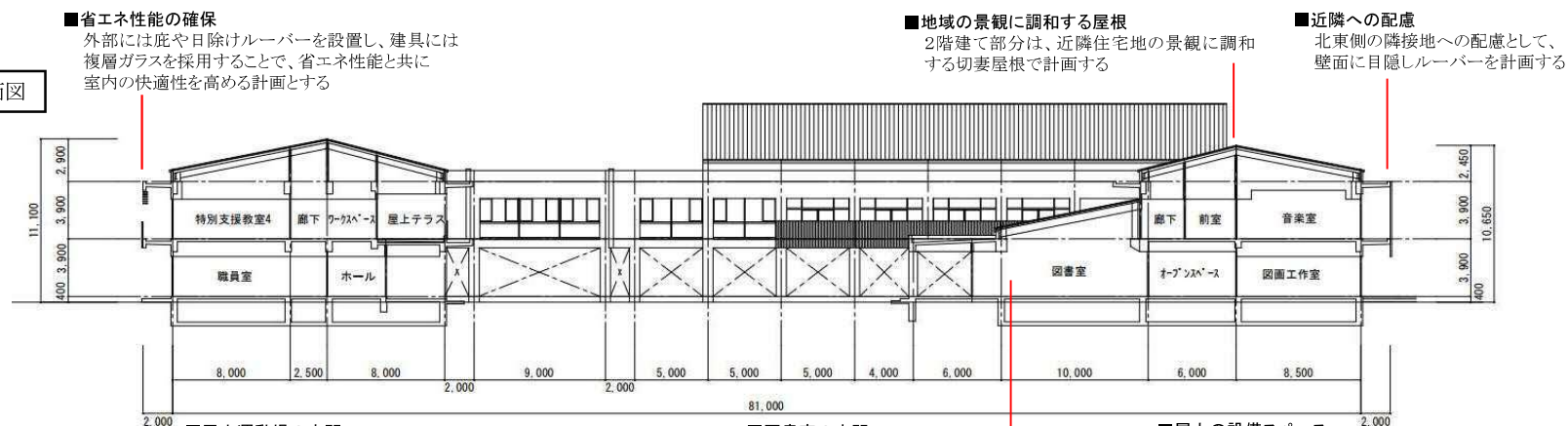
- ・建物の外装は敷地周辺の緑豊かな自然環境に調和するアースカラーを基調に計画する。



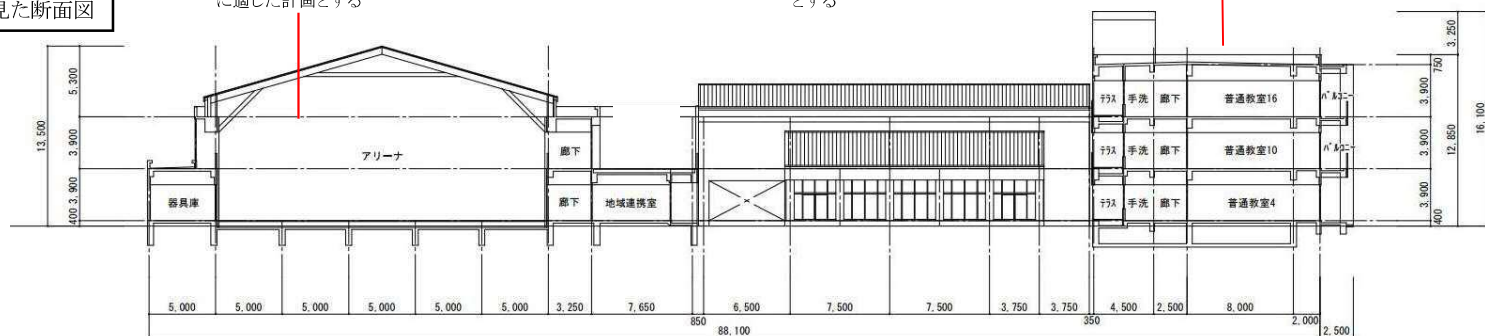
2-6. 断面計画

- ・教室の天井の高さは 2.7m程度とし、開口部は自然採光、通風を十分取り込める大きさ、形状とする。
- ・校舎はバルコニー、日差しを遮る庇・日除けルーバーの設置や、屋根断熱・外壁断熱・開口部の計画により省エネ効果を高める。

JR側から見た断面図



既存校舎側から見た断面図



断面図

2－7．防災・防犯計画

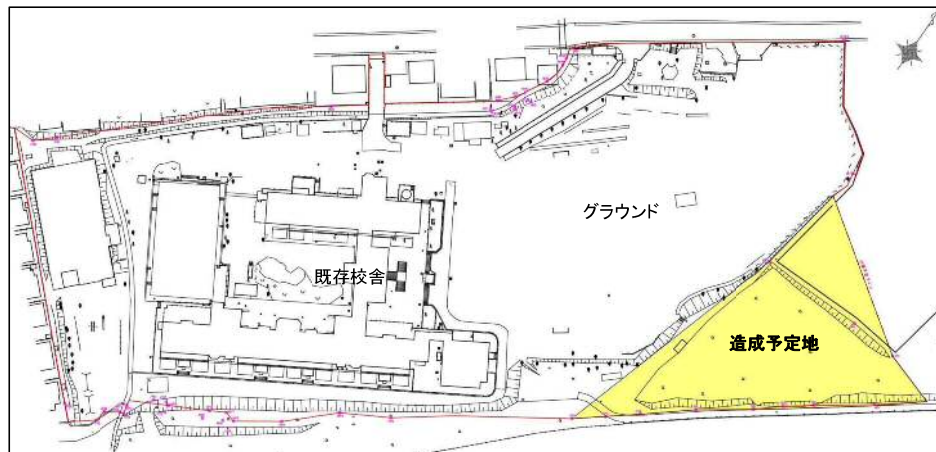
- ・構造体は災害後も継続的に使用できるよう耐震等の安全性を確保する。
- ・犯罪防止の観点から、外部からの来校者を確認しやすい位置に管理諸室を配置する。
- ・敷地の周囲にフェンス・門扉を設置し、不審者の侵入を抑止する。

2－8．環境配慮・バリアフリー計画

- ・環境負荷に配慮し、ZEB READY 以上を目指す。
※ZEB READY:「省エネで基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物」が認証基準となる
- ・エレベーターの設置や段差解消など障がいのある人にも利用しやすい施設とする。

2－9．造成計画

- ・グラウンド南東部の雑木林部分等は、グラウンドより1～2m程度高く、樹木伐採・造成を行う必要が生じる。土地の造成等は都市計画法の区画形質の変更等に該当することから、実施設計において排水設備等の検討を行う。



敷地現況図

3. 今後の想定スケジュール

[illegible]